

指定保税地域の追加指定及び一部取消しに関する公告

関税法第37条第5項の規定に基づき、金沢港指定保税地域について、下記のとおり追加指定及び一部取消しを行ったので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年12月11日

大阪税関長 高木 隆

記

1. 指定保税地域の追加指定の対象

(1) 土地

名 称：金沢港 御供田地区（東部工業用地）

所在地：石川県金沢市御供田町ト1番1、湊3丁目1番1、近岡町624番2

面 積：15,241.58 平方メートル（下記建設物の敷地面積を含む。）

地 域： 金沢市湊三丁目1番地27 地内金沢港東部工業用地内道路北端隅切り西側を基準点Aとし、同点から北東に 75 度 01 分 08 秒 6.38 メートルの地点をB、同点から南東に 120 度 15 分 54 秒 207.73 メートルの地点をC、同点から南に 165 度 19 分 48 秒 6.41 メートルの地点をD、同点から南西に 210 度 14 分 25 秒 38.33 メートルの地点をE、同点から北西に 300 度 05 分 46 秒 97.03 メートルの地点をF、同点から南西に 210 度 16 分 02 秒 24.00 メートルの地点をG、同点から北西に 300 度 16 分 02 秒 37.50 メートルの地点をH、同点から北西に 300 度 27 分 34 秒 6.35 メートルの地点をI、同点から南西に 210 度 14 分 39 秒 40.74 メートルの地点をJ、同点から北西に 300 度 05 分 46 秒 75.96 メートルの地点をK、同点から北東に 30 度 18 分 08 秒 103.08 メートルの基準点Aを順次結んだ線により囲まれた土地 15,241.58 平方メートル。

(2) 建設物

名 称：金沢港 県営東部上屋

所在地：石川県金沢市御供田町ト1番1、湊3丁目1番1、近岡町624番2

構 造：鉄骨造平家建

面 積：3,036.39 平方メートル

(3) 追加指定年月日：平成31年1月1日

2. 指定保税地域の一部取消しの対象

(1) 土地

名 称：金沢港 戸水地区

所在地：石川県金沢市戸水町タ8 他

面 積：9,723.57 平方メートル

地 域： 金沢市戸水町地内金沢港戸水ふ頭岸壁の西端より南約 62m 東約 20m の地点を基準点そ' とし、同点から北東に 76 度 32 分 14 秒 124.69 メートルの地点を た'、同点から南東に 166 度 32 分 18 秒 14.24 メートルの地点をD、同点から南西に 256 度 37 分 31 秒 19.64 メートルの地点をC、同点から南東に 166 度 32 分 07 秒 45.00 メートルの地点をB、同点から北東に 76 度 32 分 07 秒 19.64 メートルの地点をA、同点から南東に 166 度 32 分 07 秒 23.65 メートルの地点を た、同点から南西に 211 度 32 分 09 秒 4.50 メートルの地点を れ、同点から南西に 257 度 28 分 02 秒 121.50 メートルの地点を そ、同点から北西に 346 度 49 分 24 秒 84.10 メートルの基準点そ' を順次結んだ線により囲まれた土地 9,723.57 平方メートル。

(2) 建設物

名 称：金沢港 県営2号上屋

所在地：石川県金沢市戸水町タ部 9

構 造：鉄骨造平屋建（橋形クレーン装備）

面 積：1,800.00 平方メートル

(3) 一部取消し年月日：平成31年1月31日